○石垣市自治公民館（公民館・集会所）建築等に関する補助金交付規則

平成29年2月3日

規則第1―1号

（趣旨）

第１条　この規則は、地域社会の発展及び住民福祉の増進を図ることを目的とした自治公民館（集会所を含む。以下「公民館等」という。）の建築に要する事業費に対し、予算の範囲内において自治会へ補助金を交付することについて、石垣市補助金等交付規則（平成６年石垣市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助金の交付対象は、公民館等の新築・増改築及びトイレの改修・修繕に要する事業費とする。

（補助金の額等）

第３条　補助金の額、補助の条件等は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（補助金の交付申請）

第４条　第２条の規定により補助金の交付を受けようとする自治会（字会を含む。以下同じ。）は、あらかじめ石垣市自治公民館（公民館・集会所）建築等に関する補助金交付交付申請書（様式第１号）及び事業の目的、必要性、現況等を記載した文書に、収支予算書（様式第２号）を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査、調査等を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該自治会に対しその内容を通知するものとする。

（補助事業の変更）

第６条　補助金の交付決定を受けた自治会が申請した内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する届出があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めたときは、当該自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた自治会は、当該事業終了後速やかに事業完了報告書

（様式第３号）に収支決算書（様式第４号）を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の取消し）

第８条　市長は、補助金の交付決定を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1)　この規則に基づく指示に従わなかったとき。

(2)　その他不正な行為があったとき。

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付は、当該事業完了後に行う。ただし、市長が適当と認める場合は、出来高払をすることができる。

（財産の処分の制限）

第10条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数等を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1)　不動産及びその従物

(2)　機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3)　その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

（その他）

第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（石垣市公民館建築等に関する補助金交付規則の廃止）

２　石垣市公民館建築等に関する補助金交付規則（1969年石垣市規則第８号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

補助金の額、条件等

区分	対象事業費	補助金の額	条件等
公民館等の新築	新築する費用のうち建築工事費、設備工事費（用地取得費、造成工事費、外構工事費、備品購入費を除く。）	対象事業費の5分の4以内とし、次の額を上限とする。 自治会の構成世帯数が (1)　25世帯以下　4,000万円 (2)　26世帯～50世帯　6,000万円 (3)　51世帯～100世帯　8,000万円 (4)　101世帯～200世帯　10,000万円 (5)　201世帯～400世帯　12,000万円 (6)　401世帯～800世帯　14,000万円 (7)　801世帯以上　16,000万円	(1)　既存の公民館等が次に掲げる年数を経過している場合 ア　木造　24年 イ　鉄筋コンクリート造　50年 ウ　鉄骨造　38年 (2)　災害等特別の場合は、前号の条件にかかわらず補助の対象とする。
公民館等の増改築	増改築する費用及び建物の雨漏りに係る防水工事費用	対象事業費の5分の4以内とし、800万円を上限とする。	(1)　公民館等の新築から15年以上経過した公民館等に限る。 (2)　災害等特別の場合は、前号の条件にかかわらず補助の対象とする。
公民館等のトイレの改修・修繕	改修・修繕する費用（洋式化工事、バリアフリー工事等に係る費用	対象事業費の5分の4以内とし、200万円を上限とする。	(1)　対象トイレが新築から15年以上経過している場合に限る。 (2)　災害等特別の場合は、前号の条件にか

	を含む。）		かわらず補助の対象とする。 (3)　地域住民以外の者にも利用が許可されるトイレに限る。 (4)　公民館等の所有する土地に設置されている公共性の高いトイレも対象とする。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

石垣市長　　様

団　体　名　　印
所　在　地
代 表 者 名

石垣市自治公民館(公民館・集会所)建築等に関する補助金交付申請書

みだしのことにつきまして、補助金の交付を受けたいので、石垣市自治公民館(公民館・集会所)建築等に関する補助金交付規則第４条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．補助金申請額　　円

対象事業費	規則に基づく補助金額
円	円

２．補助金申請事業の実施計画

（１）事業名
（２）事業の目的
（３）事業計画の内容
（４）事業効果
（５）事業の施工予定場所
（６）事業の実施予定及び完了予定
　　実施予定　　年　　月　　日
　　完了予定　　年　　月　　日

３．補助金を必要とする理由等（必要性、現況等）

（１）既存公民館等対象建物の構造及び築年数

（２）自治会構成世帯数（トイレの改修・修繕の場合は不要）

（３）補助金を必要とする理由

４．添付資料

（１）事業実施主体規約

（２）事業実施主体の年間事業計画及び予算書

（３）管理運営規程

（４）金額積算根拠（見積書等）

（５）土地登記簿謄本　※申請日前３か月以内発行のもの

（６）公図　※申請日前３か月以内発行のもの

（７）土地が使用できる根拠資料　※土地所有者が申請団体の場合は不要

（８）実施事業の工程表

（９）建物工事に関する図面（案内図・配置図・平面図・立面図等）

（10）現状写真（工事前）

（11）財源に関する資料（資金積立計画等）　※事業費の根拠資料

（12）議事録（総会資料等）　※自治公民館建設に関する地区住民の総意がわかる資料

（13）その他市長が必要と認める書類

連絡責任者

住　　所	
氏　　名	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
電子メール	

様式第２号（第４条関係）

収　支　予　算　書

収　入

科　　目	予　算　額	説　　明

支　出

科　　目	予　算　額	説　　明

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

石垣市長　　様

団　体　名　　印
所　在　地
代 表 者 名

事業完了報告書

下記のとおり、石垣市自治公民館（公民館・集会所）建築等に関する補助金交付規則第７条の規定により報告します。

記

１．補助事業名　：

２．補助金交付決定額　：　　円

３．補助事業完了年月日　：　　年　　月　　日

４．補助事業に要した経費　：　　円

５．添付書類：
（１）　収支決算書（様式第４号）
（２）　工事写真（工事中及び工事完了後）
（３）　その他関係書類

様式第４号（第７条関係）

収　支　決　算　書

収　入

科　　目	決　算　額	予　算　額	増　　減	説　　明

支　出

科　　目	決　算　額	予　算　額	増　　減	説　　明

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第７条関係）

様式第４号（第７条関係）